

企画提案公募要領

1 業務概要

(1) 業務名 首里城復興基本計画策定業務

(2) 履行場所 沖縄県、那覇市

(3) 業務の目的

本業務は、首里城復興を推進するために基本方針に基づき、具体的な施策等を示す基本計画の策定に係る支援を目的とする。

(4) 業務内容

- ① 有識者懇談会・部会の運営支援
- ② シンポジウムの開催支援
- ③ 「首里杜構想」見直しに向けた基礎調査、検討
- ④ 琉球文化ルネサンスの推進に向けた基礎調査、検討
- ⑤ 基本計画の策定支援

※ 詳細は企画提案仕様書を参照

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

- i 首里城周辺地域の現状と課題を確認するための具体的手法
- ii 首里城と関連性のある地域の文化を確認するための具体的手法

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(6) 業務量の目安 23,400,000円（税込み）以下

(7) 成果品

- ・ 報告書
- ・ 成果のデジタル版
- ・ パンフレット

(8) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により募集し、提出される当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

2 応募資格等

企画書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 企画書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 応募しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 当該業務の見積額が「1業務概要(6)業務量の目安」に示す金額以下であること。
- (7) 沖縄県土木建築部における令和元年・2年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業務区分「土木関係コンサル」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

共同企業体の結成にあたっての要件

- ① 2者共同企業体とする。
- ② 自主結成方式とする。
- ③ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ④ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- ⑤ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は30%以上でなければならない。
- ⑥ 共同企業体の協定書が、別に定める「共同企業体協定書」によるものであること。

3 参加表明書の提出

企画書を提出しようとする者は、参加表明書を提出すること。

(1) 提出先

沖縄県知事公室特命推進課 担当：知念
沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 6F TEL：098-943-8199

(2) 提出期間、提出方法

- ① 期 間 公募開始日から令和2年6月19日（金）正午まで
- ② 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時（19日は正午）まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出する。

4 公募要領に対する質問及び回答

企画書を提出しようとする者は、公募要領及び企画提案仕様書について書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 提出期間、提出方法

- ① 期 間 公募開始日から令和2年6月19日（金）正午まで
- ② 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時（19日は正午）まで
- ③ 提出方法 質問書をメールにより提出すること。
- ④ 提出先 aa071609@pref.okinawa.lg.jp

(2) 回答の方法

- ① 期 日 令和2年6月22日（月）正午
- ② 場 所 沖縄県ホームページ（公募・入札）及び特命推進課ホームページにて掲示
公募・入札：<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>
特命推進課：<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/tokumei/index.html>

5 企画書の提出等

(1) 提出期間、提出場所及び方法

- ① 期 間 公募開始日から令和2年6月26日（金）まで
- ② 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法等 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出する。
- ④ 提出部数 企画書（別記様式）：8部（正1部、副（コピー）7部）、その他証明資料：2部
- ⑤ 提出先 3(1)と同じ
- ⑥ 共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」を併せて提出すること。

(2) 企画書の作成方法

- ① 企画書は別記様式により作成すること。
- ② 実施方針・業務フロー
業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版2枚以内に記載すること。
- ③ 特定テーマ
1 業務の概要(4)業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。
その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現場写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。
記載に当たっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。
- ④ 見積書
1 (6)に示す業務量の目安以下で積算すること。様式は任意とする。

(3) 既存資料

既存資料として以下の資料を参考にすること。

(以下の資料は、特命推進課HP参照)

- ・ 首里城復興基本方針

(以下の資料がほしい方は、特命推進課に連絡してください。)

- ・ 首里城公園基本計画
- ・ 首里城公園整備計画

(以下の資料は、文化観光スポーツ部文化振興課HP参照)

- ・ 沖縄県文化芸術振興条例
- ・ 文化発信交流拠点整備基本計画
- ・ 沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画
- ・ 沖縄文化プログラムの展開にかかる基本方針
- ・ しまくとぅば普及推進計画、しまくとぅば普及推進行動計画
- ・ 沖縄空手振興ビジョン、沖縄空手振興ビジョンロードマップ

(4) 企画書の無効

本公募要領等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

6 企画書に関する評価基準

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
企業の経験及び	まちづくりの確実性(業務実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 21 年度以降）におけるまちづくり施策に関する業務の実績 ① 首里城周辺のまちづくり施策に関する業務の実績がある。 ② 那覇市の都市計画に関する業務の実績がある。 ③ 県の都市計画に関する業務の実績がある。 ④ 県内市（那覇市を除く）の都市計画に関する業務の実績がある。 ⑤ 上記に該当しない。 <p>※記載する業務は 2 件以内とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p>	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
能力	文化振興施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 21 年度以降）における文化振興施策に関する業務の実績 ① 琉球文化全般の振興施策に関する業務の実績がある。 ② 琉球文化の振興施策に関する業務の実績がある。 ③ 沖縄県の文化全般の振興施策に関する業務の実績がある。 ④ 沖縄県の文化の振興施策に関する業務の実績がある。 ⑤ 上記に該当しない。 <p>※記載する業務は 2 件以内とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p>	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
配置予定技術者	業務執行技術力(業務実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 21 年度以降）におけるまちづくり施策に関する業務の実績 ① 首里城周辺のまちづくり施策に関する業務の実績がある。 ② 那覇市の都市計画に関する業務の実績がある。 ③ 県の都市計画に関する業務の実績がある。 ④ 県内市（那覇市を除く）の都市計画に関する業務の実績がある。 ⑤ 上記に該当しない。 <p>※記載する業務は 2 件以内とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p>	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
の経験及	担当技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 21 年度以降）における文化振興施策に関する業務の実績 ① 琉球文化全般の振興施策に関する業務の実績がある。 ② 琉球文化の振興施策に関する業務の実績がある。 ③ 沖縄県の文化全般の振興施策に関する業務の実績がある。 	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2

び 能 力	(業 務 実 績)	④ 沖縄県の文化の振興施策に関する業務の実績がある。 ⑤ 上記に該当しない。 ※記載する業務は2件以内とし、1件につき1枚以内に記載する。	⑤ 0
実 施 方 針	業務理解 度	・目的、条件、内容の理解度が高いか。	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
	・実施手順 ・フロー 等	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性があるか。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性があるか。	① 12 ② 9 ③ 6 ④ 3 ④ 2 ⑤ 0
	その他	・業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるか。 ・地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があるか。	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
特 定 テ マ 毎 に 配 点	的確性 (テーマ 毎に配 点)	・具体的な手法となっているか。 ・着眼点、問題点、解決方法等は的確か。 ・事業の難易度に相応しい提案となっているか。	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
	実現性 (テーマ 毎に配 点)	・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・提案内容にかかる経費は適当か。	① 8 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
画 提 案	独創性 (テーマ 毎に配 点)	・独創的な提案であるか。	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

7 プロポーザルに関するヒアリング

企画提案内容について、必要に応じヒアリングを行うこととする。ヒアリングの実施の有無及び時間等詳細については、令和2年6月22日(月)までに全ての企画書提出者に連絡する。

- (1) 実施日時 令和2年6月30日(火)
- (2) 場所 県庁11階2会議室
- (3) 出席者 配置予定管理技術者を含む3名以下とする
- (4) 機材等 使用不可

8 受注者の決定

受注者について、下記の期日に決定し、沖縄県ホームページ(公募・入札)及び特命推進課ホームページにて公表する。

期 日 令和年 6 月 30 日 (火)

公募・入札：<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>

特命推進課：<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/tokumei/index.html>

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

10 配置予定技術者の確認

企画書等の特定後、原則、配置予定技術者の変更は認められない。ただし、病気等特別な理由により変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

11 支払条件

精算払いとする。

12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

13 再委託の制限

再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、契約の競争性、公平性、信頼性保持の観点から、再委託を制限する。

※ 詳細は企画提案仕様書を参照

14 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画書等は返却しない。なお、提出された企画書は、選定及び評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された企画書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の企画書の差し替え及び再提出は認めない。